

議案第109号

芽室町都市公園条例中一部改正の件

芽室町都市公園条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町都市公園条例の一部を改正する条例

芽室町都市公園条例（昭和51年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

南町緑地	芽室町東2条南8丁目1番地11、東2条南9丁目1番地12	広場
------	------------------------------	----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

南町開発行為に伴う宅地造成により、芽室町東2条南8丁目1番地11及び東2条南9丁目1番地12に南町緑地を新規に設置するため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置	主な公園施設	名称	位置	主な公園施設
—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—
芽室西運動 広場	芽室町芽室南3線25番地4の一部、 27番地1の一部	サッカー場	芽室西運動 広場	芽室町芽室南3線25番地4の一部、 27番地1の一部	サッカー場
イリス公園	芽室町西4条7丁目1番地3、2番 地30、2番地31、2番地32、西4条 8丁目6番地2地先の一部	児童遊園、 広場、園路	イリス公園	芽室町西4条7丁目1番地3、2番 地30、2番地31、2番地32、西4条 8丁目6番地2地先の一部	児童遊園、 広場、園路
南町緑地	芽室町東2条南8丁目1番地11、東 2条南9丁目1番地12	広場			
<p align="center"><u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行する</p>					

# 南町緑地位置図

